

整理番号	計調一法申-39
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	街並み誘導型地区計画区域内の容積率制限の特例認定
概要	建築基準法第68条の5の5第1項では、街並み誘導型地区計画の区域内において、当該地区計画の内容等に適合する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前面道路幅員による容積率制限を適用しないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第68条の5の5第1項 ・ 大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱 ・ 大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（街並み誘導型） ・ 大阪市地区計画に係る認定申請（街並み誘導型）の手続き要領
審査基準	<p>申請建築物の配置計画、所要施設等について、下記の基準（概要）や上欄の要綱等に基づき、当該地区計画の内容に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて認定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 宗右衛門町地区地区計画区域内における認定 <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の構造 建築物は耐火建築物とすること。 ■ 建築物の後退 建築物の各部分から宗右衛門町通りの道路境界線までの距離は、1m以上であること。 ただし、歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分についてはこの限りでない。 ■ 有効な空地の確保 地区計画によって定められた多目的歩行者空地については日常一般に開放された形態とし、次に掲げる各要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 段差を設けないこと等により、宗右衛門町通りと連続した歩道状に整備すること。 (2) 歩行者が滑りにくい材質のもので仕上げること。 (3) 側溝その他の施設を設けること等により、雨水等を有効に排水すること。 <p>※御堂筋本町北地区地区計画区域内における認定基準については、上欄の要綱等を参照ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、認定申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥27,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000081959.html
備考	・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。